

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件	■ 適用条件 ■ 諸経費工種 ■ 主な作業機種 □ イメージアップ経費適用工事 ■ その他(週休2日制試行(通期))	■ 三重県公共工事共通仕様書(令和6年7月制定)を適用(部分改正を行った内容も含む(最新改正:令和8年7月一部改定)) □ 「土木構造物設計マニュアル(案)編」を適用 □ 設計変更を行う際に変更対象となるかどうかについて受注者・発注者の共通の目安を示す三重県設計変更ガイドライン(案)(平成27年4月1日)を参考とする。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ■ 諸経費工種 (道路改良工事) ■ 掘削機種(☐ 0.13m3 ☒ 0.28m3 ☐ 0.45m3 ☐ 0.80m3 ☐ 1.40m3 ☐ 人力 ☐ BD15t級) ■ 運搬機種(☐ 2.0tDT ☒ 4.0tDT ☐ 10.0tDT) □ イメージアップの内容(率分)() □ イメージアップの内容(積上)() ■ 着工前には役場と関係者(代表)及び、区長に連絡の上着工すること。 ■ 設計と現場が合わないこと又は、問題点が生じたときは監督員と協議し、処理すること。 ■ 材料搬入に伴い道等を通行し、損傷した場合は請負者の責任とし、復旧工事を行う、又通行に伴い地元からの苦情が出ないように工事を完了すること。 ■ 出来高図面及び、数量は請負者により整理し提出すること。 ■ その他(工期全体を通じて、週休2日の確保に取り組むものとする。)
入札・契約方式	□ 指名競争入札 ■ 条件付き一般競争入札 □ 同日落札制限方式 □ 総合評価方式 □ 随意契約 □ プロポーザル方式	□ 同日に落れできる件数は、1業者1件とする。 □ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
工事カルテ作成・登録		■ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
工 程 関 係	□ 別途工事との工程調整が必要あり □ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり □ 他機関との協議が未完了 □ 占用物件との工程調整の必要あり □ その他()	□ 調整項目(☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他() ☐ 別途協議 () □ 制限する工種名() 施工時期及び施工時間() 施工方法() □ 協議が必要な機関名() 協議完了見込み時期() □ 占用物件名(☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他()) □ その他()
用 地 関 係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり □ 仮設ヤードの有無 □ その他()	□ 未処理箇所(☐ 別添図 ☐ No. ~No. ☐ 別途協議) □ 完了見込み時期(☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議) □ 仮設ヤード(☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他() ☐ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間() □ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) □ 使用条件・復旧方法() □ 用地幅杭の復元を落札業者の責任において、実施すること。 □ その他()
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり □ 仮設物の構造及び施工方法の指定 □ その他()	□ 使用期間及び借地条件 (☐ 別添図等 ☐ その他() ☐ 別途協議) □ 転用あり(回) □ 兼用あり() □ その他() □ 構造及び設計条件 (☐ 別添図等 ☐ その他() ☐ 別途協議) □ 施工方法() □ その他()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

No.2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
公害対策関係	☐ 施工方法の制限あり ☐ 事業損失防止に関する調査あり ☒ 漁業関係による調整 ☐ その他()	☐ 制限項目 (☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ 排出ガス ☐ その他()) ☐ 施工方法等 (☐ 指定工法名 () ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 施工時期 () ☐ 調査項目 (☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他 () ☐ 別途協議 ()) ☐ 調査方法 (☐ 別途資料 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 調査費 (☐ 別途資料 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☒ 工事施工に関して、施工期間(契約時から完成時まで)においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 ☐ 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。 ☐ その他()
安全対策関係	☐ 交通安全施設等の指定あり ☐ 近接公共施設等に対する制限 ☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり ☐ その他()	☐ 交通安全施設等の配置 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 交通管理要員の配置 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 指定路線 ☐ 指定路線以外 ☐ 配置人員数(人) (うち交通誘導警備員A(人)) ☐ 施工時間の制限 ☐ 工法制限あり ・近接公共施設名等 (☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他()) ・制限を受ける工種 () ・制限内容 () ☐ 安全防護施設等の配置 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 保安要員の配置 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☒ 工事を着手するに当り、予告看板等に配慮を行うこと。 ☐ その他()
工事用道路関係	☒ 一般道路(搬入路)の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり ☐ その他()	☐ 経路及び使用期間の制限内容 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 使用中及び使用後の措置 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 用地及び構造 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 安全施設 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 使用中及び使用後の措置 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☒ 道路の使用許可他の協議については請負者が行うこと。 ☐ その他()
工 事 支 障 物 件 関 係	☒ 工事支障物件あり ☐ その他	☒ 支障物件名 (☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☒ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☒ その他(浄化槽排水管)) ☐ 移設時期 (☐ 別途協議) ☐ 防護 () ☐ その他()
排水工(濁水処理を含む)関係	☐ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり ☐ 水質調査等必要あり ☐ その他()	☐ 項目及び基準値() ☐ 調査項目() ☐ その他()
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり ☐ 提出書類あり ☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 ☐ その他()	☐ 工法区分() ☐ 材料種類() ☐ 施工範囲() ☐ 削孔数量() ☐ 注入量 () ☐ その他 () ☐ 工法関係() ☐ 材料関係() ☐ その他()

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

多気町(令和8年9月)

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合又は明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
その他	■ 不当介入を受けた場合の措置	■ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 暴力団員等による不当介入(多気町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等(多気町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
社会保険等未加入対策	■ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	■ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請契約(受注者が直接締結する請負契約に限る。)の相手方としてはならない。 ■ 下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。 ■ 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。